



2.入所が決まったら（公立保育所の場合）

ここからのページはお子様の入所が決まったら確認していただきたいことが掲載されています。



デイリープログラム

※基本的な一日の流れとなります。

平日

時間	3歳未満児	3歳以上児
7:15		早朝保育
8:00	早朝保育	順時通所・健康観察
8:30	順時通所・健康観察	おやつ
9:20	おやつ	体操・集会・全体会
10:00	体操・集会・全体会	クラス保育（自由・設定）
	クラス保育（自由・設定）	
11:20	片付け・昼食準備	片付け・昼食準備
11:30	昼食	昼食
12:00		歯磨き・お昼寝準備
12:30		遊び・お昼寝（季節によって）
12:45	歯磨き・お昼寝準備	片付け・着替え（季節によって）
15:00	お昼寝	おやつ
	着替え	遊び
	おやつ	個別検査
16:15	遊び	退所準備
	個別検査	順時退所
16:30	順時退所	延長保育（異年齢児保育）
18:30	延長保育（異年齢児保育）	完全退所
19:15	完全退所	

土曜日

時間	3歳未満児
8:30	順時通所・健康観察 異年齢保育
10:00	おやつ（持参したもの）・遊び
12:00	昼食（お弁当・飲み物持参）
12:45	お昼寝
15:00	おやつ（持参したもの）・遊び
	順時退所
16:30	完全退所

※日曜日・祝日のプログラムもほぼ同様です。

保育料の口座振替について

階層区分により決定される保育料につきましては、毎月月末に納付していただきます。お支払に当たっては「口座引き落としによる：口座振替」もしくは「納付書での支払い」のいずれかを選択できます。

特別な理由がなき場合には、保護者の皆さまには「口座振替の手続き」をされるようご協力をお願い申し上げます。

◆当月分保育料の引き落とし日及び納付期限

- ・月末が平日の場合は月末
 - ・月末が土日祝祭日の場合は翌平日となっています。
- ※12月だけは25日です。

◆口座振替手続きが完了するまでは・・・

保育所経由でお渡しする納付書で納付をお願いします。

なお、手続きから振替の開始までに日数がかかりますので、手続きされた日によっては希望開始月の翌月からの振替となる場合がありますのでご承知おきください。

4月通所開始の場合、口座振替を開始するためには、3月中のお手続きをお願いいたします。

◆口座振替手続きについては、次のとおり

①「預金口座振替依頼書兼解約・変更依頼書」に必要事項を記入し、届印を押印。

↓

②金融機関にて手続きをしてください。

また、附記の覧へ児童名・保育所名を必ずご記入ください。

◆「預金口座振替依頼書兼解約・変更依頼書」の配布窓口

町役場子育て支援課窓口もしくは各公立保育所

取り扱い金融機関

①	山梨中央銀行	⑥	北富士農業協同組合
②	みずほ銀行	⑦	クレイン農業協同組合
③	山梨信用金庫	⑧	西八代郡農業協同組合
④	都留信用組合	⑨	中央労働金庫
⑤	山梨県民信用組合	⑩	ゆうちょ銀行

土曜保育を利用したい

土曜日に家庭で保育できない場合に限り、（別途就労証明書を確認）土曜保育を利用可能です。対象は公立保育所に入所している児童のみです。

◆平成31年実施場所

勝山保育所：富士河口湖町勝山4136-1 TEL：0555-83-2124

- ・実施日時：毎週土曜日 午前8時30分～午後4時30分
- ・利用料金：月額保育料に含まれています。
- ・申込先：各公立保育所 ※**前月15日までに**申込書を提出してください。
- ・持ち物：**主食（ごはん）※お弁当箱に適量** おかずのみ給食で提供。
水筒（水・お茶）、ナフキン、手拭用半タオル、お昼寝布団、上履き
カラー帽子（かぶってきてください）
- ・未満児のみ：体温計、お食事エプロン（2歳児：1枚 1、0歳児：2枚）
おむつバッグ（おむつ5枚・おしりふき・ビニール袋3枚）

土曜保育の利用は給食食材の手配があることから、**申込みの期日は厳守**をお願いします。

4月から入所される児童の土曜保育は、面接時に聞き取りをしたご希望をもとに利用を予定しております。面接時の希望から変更がある場合には、通所保育所へ連絡をお願いいたします。

ホリデー保育を利用したい

日曜・祝日に家庭で保育できない場合に限り、（別途就労証明書を確認）ホリデー保育を利用できます。対象者は町民で、満1歳以上（4月1日時点）の児童です。

※保育所に入所していない児童も対象となります。

◆平成31年実施場所

勝山保育所 富士河口湖町勝山4136-1 TEL：0555-83-2124

実施日時：日曜・祝日 午前9時～午後5時

利用料金：4時間以内2,000円、4時間を超える場合は1時間毎500円
一日最大利用で3500円（先払い）

申込先：役場子育て支援課窓口 ※**2週間前までに**申込書を提出してください。

持ち物：昼食、おやつ、飲物、上履き、ふとん、パジャマ

※利用申込み後に利用しなくなった場合は、勝山保育所へ早めに連絡をお願いします。

延長保育を利用したい

お迎えが間に合わない等の理由がある場合には延長保育が有料で利用可能です。
事前に各保育所へ「延長保育利用申請書」を提出してください。
(富士ヶ嶺保育所は、保育標準時間の取り扱いになります。)

◆内容

- ・保育標準時間：18時15分から19時15分までが延長保育となります。
- ・保育短時間：16時30分から19時15分までが延長保育となります。

【延長保育料金】

- ・保育標準時間：18時15分から19時15分 200円
- ・保育短時間：16時30分から19時15分 1時間200円

延長保育利用の場合、児童の引渡し時に署名と時間の記入をお願いします。支払いは、まとめて月払いになります。

※早朝保育（午前7時15分～午前8時30分）については無料で行いますが、延長保育利用申請書を提出していただく中で、**聞き取りや就労状況等の確認**により判断いたします。

保育所を退所したい

町外への引っ越しなどで、保育所を利用しなくなる場合には、「退所届」の提出が必要となります。

◆手続きの流れ

途中退所する場合は、保育所に連絡し、通所保育所もしくは役場子育て支援課へ「退所届」を提出してください。

※口座引き落としの解除手続き等ありますので、退所が決まり次第早急にご連絡をお願いします。

また転出に伴い、町外の保育所等を利用する予定の方は、退所が決まり次第、異動先の自治体保育所窓口までお問い合わせください。



標準時間と短時間の切り替え

通所開始以降、就労状況や妊娠等により、時間の変更をしたい場合には予め手続きが必要となります。P50参照。変更の適用は毎月10日までに提出されたものに限り翌月以降の保育料に反映されます。提出先は通所している保育所となります。

◆標準時間→ 短時間への切り替え

- ・保育の必要量の認定変更申立書

◆短時間 → 標準時間への切り替え

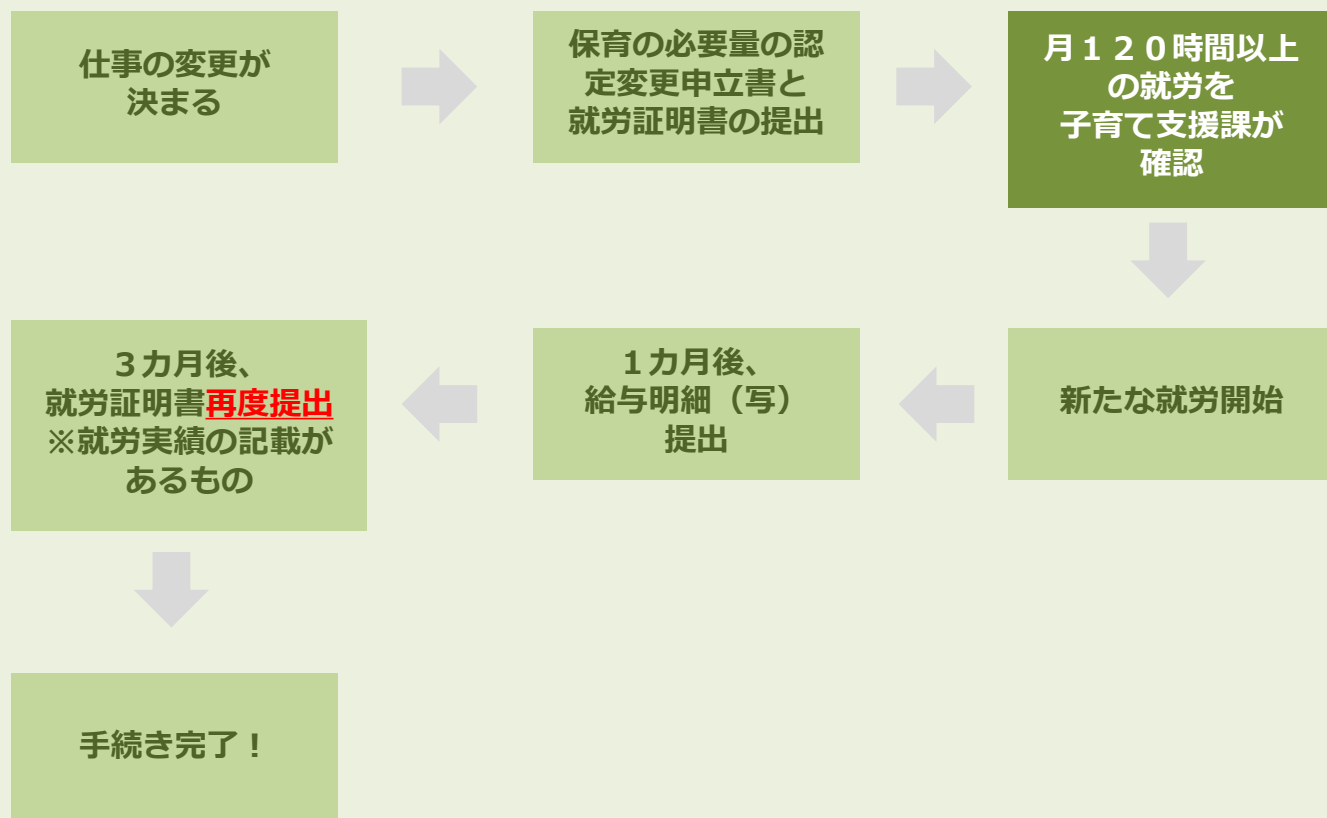
- ・保育の必要量の認定変更申立書
- ・就労証明書の再提出

※原則すべての保護者が月120時間以上の就労の場合のみ切り替え可能です。

※就労証明書は就労決定直後と3ヶ月後で2回の提出が必要となります。

※就労開始後、給与明細（写）の提出が必要となります。

◆就労先を変更し短時間から標準時間への切り替えをする場合



その他事項

◆保険

①幼児賠償責任保険

（全園児加入・保険料は保護者会費より充当）保育中の園内の怪我や事故を補償。

②独立行政法人日本スポーツ振興センター＝災害共済給付制度

（全園児加入・掛け金は町負担）保育中の園内の怪我や事故を補償。

◆個人情報の保護

保護者への緊急連絡網の配布・スナップ写真・CATV放送等・他管理運営の為の保育所の書類等に関して保護者の同意を頂きます。漏洩防止・安全管理・個人情報には十分配慮いたします。

保護者の方へお願い

入所申込み後または入所後、以下のように変更が生じた場合は、保育所もしくは町役場子育て支援課へ必ずご連絡ください。

- ①児童が病気などで長期欠席をする場合（1カ月以上）
- ②住所が変わった場合（町内での転居、町外への転出、など）
- ③家族の状況に変化が生じた場合（離婚・再婚・保護者の変更）
- ④保護者が退職・就職・転職したとき
- ⑤修正申告などで、市町村民税額に変更があったとき
- ⑥入所を希望する保育所を変更するとき
- ⑦入所の申し込みを取り下げるとき

病気時の受け入れ基準

通所児童が風邪など病気になってしまったときの受け入れ基準は以下のとおりです。

- ・熱 37.5℃未満であること
- ・下痢の場合は普通便になってから
- ・感染症などの場合は医師の判断による。

子どもが病気だけど、保育所を利用したい

通所児童が風邪など病気になってしまったときでも、以下の制度で、保育施設を利用することができます。利用にあたっては予め利用登録が必要となります。登録は町役場子育て支援課窓口で受け付けています。

平成30年4月より、
県内全域での病児保育の広域利用が始まります!!

内 容

施設の相互利用ができるよ!

子どもが病気になったとき、保育園に子どもを預けることができず、困ったことはないですか?
「病児保育」は、このようなときに、とても役に立つ施設です。

全市町村参加による協定締結により、病児保育施設を持たない市町村の住民であっても、平成30年4月より、県内にある全ての病児・病後児保育施設を自由に利用できるようになります。

働いているお父さん・お母さんが、病気になった子どもを安心して預けられる体制を整えることにより、子育て世帯の仕事と子育ての両立を支援します!!

広域化で何が変わるの?

◇ 県内のどこに住んでいても、病児・病後児保育施設を自由に利用できます。

◇ 近くの施設が予約でいっぱいときは、他の市町村にある施設を利用することができます。

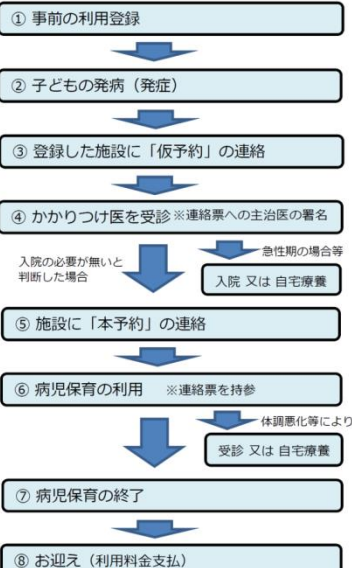
広域化のイメージ

県内全域での実施(H30年度～)



病児保育の利用の流れ

事前に確認してね!



※施設により「利用の流れ」が異なる場合があるため、事前に施設または市町村に確認して下さい。

※「対象児童の年齢」は0歳から小学6年生まで、「利用料金」は市内2千円、市外2千5百円程度ですが、施設によって異なる場合があるので、事前確認をお願いします。

平成30年4月1日現在

病 児 ・ 病 後 児 保 育 施 設 一 覧

NO	施設類型	市町村	施設名 (所在地)	連絡先	対象児童	開所時間	定員 人	利用料金 円
1	病児対応型・ 病後児対応型 (10施設)	甲府市	甲州聖愛バビークリニック 病児・病後児保育室「バンビ甲府東」 (甲府市上阿原町487-1)	055-242-6868	0歳～ 小学6年生	月～金 8:30～20:00	20	市 内 2,000 市 外 2,500
2			甲府西聖愛クリニック 病児・病後児保育室「バンビ甲府西」 (甲府市富竹1-3-10)	055-288-8222	0歳～ 小学6年生	月～金 8:30～18:30	14	市 内 2,000 市 外 2,500
3		都留市	武井クリニック 病児保育室「なかよし」 (都留市法能670)	0554-45-6847	生後4ヶ月～ 小学6年生	月～金 8:30～17:30	6	1日(市内) 2,000 半日(市内) 1,000 1日(市外) 2,500 半日(市外) 1,250
4		山梨市	山梨厚生病院 病児・病後児保育所「ひまわり」 (山梨市落合860)	0553-22-1773	生後6か月～ 小学6年生	月～金 8:15～18:15	4	市 内 2,000 市 外 2,500
5		大月市	大月市立中央病院 病児・病後児保育室「さくら」 (大月市大月町花咲1225)	0554-23-8032	2歳～ 小学6年生	月～金 8:30～17:00	2	市 内 2,000 市 外 2,500
6		韮崎市	韮崎市立病院 病児病後児保育所「スマイル」 (韮崎市本町3-5-3)	0551-23-4507	生後6か月～ 小学6年生	月～金 8:00～18:00	6	市 内 1,700 市 外 2,500
7		北杜市	北杜市立長坂保育園 病児病後児保育室 (北杜市長坂町大八田3531)	0551-32-2058	生後6か月～ 小学6年生	月～金 8:15～18:00	4	市 内 2,000 市 外 2,500
8		甲斐市	クローバー保育園 病児・病後児保育室「よつば」 (甲斐市竜王新町2117-3)	055-276-9680	生後6か月～ 小学6年生	月～金 8:30～17:30	4	市 内 2,000 市 外 3,000
9		身延町	飯富病院 病児・病後児保育室 (身延町飯富1628)	0556-42-2322	生後6か月～ 小学6年生	月～金 8:30～18:00	3	市 内 2,000 市 外 2,500
10		昭和町	げんきキッズクリニック 病児・病後児保育室「ドリーム」 (昭和町河東中島748-1)	055-268-5578	0歳～ 小学6年生	月～水・金 8:30～17:00	6	市 内 2,000 市 外 2,500
					計		69	
1	病後児対応型 (5施設)	富士吉田市	富士吉田市立第五保育園 病後児保育室「たんぼぼ」 (富士吉田市新屋1236)	0555-23-6346	0歳～ 小学6年生	月～金 8:30～16:30	3	市 内 2,000 市 外 3,000
2		南アルプス市	さくらんぼ保育園 病後児保育室「つぼみ」 (南アルプス市桃園337-30)	055-282-8111	0歳～ 小学6年生	月～金 8:30～17:30	4	市 内 2,000 市 外 2,500
3		上野原市	上野原市立上野原こども園 病後児保育室 (上野原市上野原3195)	0554-56-8350	1歳～5歳	月～金 8:30～16:30	3	1日(市内) 2,000 半日(市内) 1,000 1日(市外) 2,500 半日(市外) 1,250
4		甲州市	千野保育園 病後児保育室「さくらんぼ」 (甲州市塩山千野3653)	0553-33-2624	0歳～ 小学6年生	月～金 8:00～17:30	3	市 内 2,000 市 外 2,500
5		富士川町	富士川病院 病後児保育室 (富士川町鯉沢182-2)	0556-22-7221	生後6か月～ 小学6年生	月～金 8:30～17:30	3	市 内 2,000 市 外 3,000
					計		16	

※上記は平成30年4月1日現在の情報です。内容に変更がある場合もございますので、各施設にご確認下さい。

子育ての手助けをしてほしい人、手助けできる人 ファミリー・サポート・センター

子育て支援課 ファミリー・サポート・センター 0555・72・3806

ファミリー・サポートとは…

子育てで何か困った時、手助けしてほしい人(おねがい会員)と手助けできる人(まかせて会員)が会員となり地域の中で子育てを支えあう有償ボランティア活動です。

登録

※富士河口湖町在住の方

☆おねがい会員(手助けしてほしい人)

- ・小学6年生以下の保護者
- ・センター(町役場内 子育て支援課)にて登録用紙に記入していただきます

☆まかせて会員(手助けできる人)

- ・町の講座を受けた方、教師・保育士等の資格がある方
- ・センターにて登録用紙に記入していただき町の講座の受講をお願いします
- ・子育てに関わる資格をお持ちの方は、ご相談ください

☆両方会員

おねがい/まかせての両方を兼ねた両方会員も登録できます

料金

☆平日7時～19時 1時間 700円

☆上記以外及び土・日・祝・特定日
1時間 800円

- ・最初の1時間を超えた場合30分以内は半額
- ・兄弟姉妹は2人目より半額
- ・ひとり親等は助成制度により半額

※特定日(8/13～16・12/28～1/3)

※宿泊を伴う預かり、病児の預かりは行っていません

仕事の関係で子供の送迎ができない…

毎日の子育てで疲れてしまい、ちょっと預けてリフレッシュしたい…

おねがい会員

県外出身で頼れる人が近くに誰もいない…



まかせて会員

地域の子育てに力を貸したい

都合が合えば1～2時間でも、1日でも預かり可能

冠婚葬祭、美容院、買い物や通院の間、預けたい…

子育ての経験や資格を活かしたい

詳しくはセンターへお問い合わせください

0555-72-3806

